

○探偵業届出証明書の再交付

(第4条第2項)

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日

令和3年3月26日

審査基準

令和3年3月26日作成

法令名	探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則
根拠条項	第4条第2項
処分の概要	探偵業届出証明書の再交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項(探偵業届出証明書の交付)
審査基準	
標準処理期間	3日
申請先	営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長